

# 群馬県高山村における共有林の現状課題

金光寛之 大澤正俊 西野寿章

## Current Status and Issues of Common Forest in Takayama Village, Gunma Prefecture

Hiroyuki KANEMITSU ・ Masatoshi OSAWA ・ Toshiaki NISHINO

### 要 旨

森林の保護と再生について特筆すべき点は、共有林の保護をどのように考えるべきかである。法的な観点からは、各地域における森林がどのような主体により所有されているのか、すなわち自然人による単独所有なのか、法人による単独所有なのか、それとも自然人による共有なのかを調査する必要がある。またどのような権利により共有林が使用・収益されているのかについても調査する必要がある。その結果、いかなる権利で共有林が所有されているかにより森林の保護と再生を行うべき最良の権利関係が見出されると思われる。

そこで本稿では、①共有林入会権の関係を考察し、②共有林の主な所有制度である財産区と生産森林組合の概略を述べた上で③群馬県高山村における共有林の保護の現状と課題について論述した。

### Summary

How protection of common forest should be is worthy of special mention in preservation and regeneration of forests. It is necessary from a juristic perspective to investigate what body owns a forest in each region, whether the forest is owned in severalty by a natural person or a juristic person, or jointly owned by natural persons. It is also necessary to investigate what rights are exercised in use of forests and earning profits. The results of the investigations appear to show the best relationship of the rights for preservation and regeneration of forests by ownership.

This paper considers (1) the relationship with common rights on forests, outlines (2)

property districts, which is a main ownership system of common forests, and production forestry cooperative, and discusses (3) the current situation of the common forest in Takayama village, Gunma Prefecture.

## 目次

### はじめに

#### I 入会権と共有林

(1) 入会権と不動産登記との関係

(2) 入会林野に関する立法政策の変遷

#### II 共有林の所有に関する制度についての概要

(1) 財産区

(2) 生産森林組合

#### III 群馬県高山村における享有林

(1) 群馬県高山村の自然環境と歴史環境

(2) 群馬県高山村における森林の権利関係

(3) 地目的特徴

(4) 所有形態の特徴

### おわりに

## はじめに

平成29年6月6日、法務省は不動産登記簿における相続登記未了土地調査結果を公表した。その調査内容は、自然人名義の土地所有権の登記がいつされたのかを調査し、その経過年数を把握したものであった。調査結果は、最後に所有権の登記がされてから50年以上経過している土地が大都市地域において6.6%、中小都市・中山間地域において26.6%となっており、この査結果を踏まえ法務省は引き続き検討を進めていくとしている<sup>(1)</sup>。

この法務省からの調査結果が公表される3年前に森林の荒廃とその再生について、西野は経済地理学の地域社会システム、大澤は民法の土地所有権、金光は民法の不動産登記、それぞれの視点から関心を懐いており、共同研究を試みることにした。そして、森林、特に共有林の荒廃の原因は、その相続登記にもあるのではないかと想定する中で、「共有林の保護・再生と中山間地域の人口流出抑制と人口流入」と題し、平成27年度科学研究費助成事業挑戦的萌芽研究に応募、採択されこれまで研究を行ってきた。

中山間地域の人口の流失を抑制して人口流入を促進するためには、共有林の保護・再生を行う必要があると感じた次第である。そこで共有林の保護と再生を行うためには、まずその共有林

の権利関係を分析する必要性があると考えた。

そこで本稿では、①共有林の権利関係を考える際に必要不可欠な権利である入会権について、②共有林の主な所有制度である財産区と生産森林組合についての概略を述べた上で、③群馬県高山村における共有林の権利関係を概観したい。

## I 共有林と入会権

### (1) 入会権と不動産登記との関係

日本の共有林の権利関係を考える際に必要不可欠な権利が、共有林を管理利用する入会権である。入会権とは、「村落共同体もしくはこれに準ずる地域共同体が土地—従来は山林原野（ただしこれに限らない）—に対して総有的に支配するところの慣習上の物権」とされている<sup>(2)</sup>。

入会権には、共有入会権と地役入会権の二種類が存在する。まず共有入会権については、民法263条において「共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習に従うほか、この節の規定を準用する」と規定されており、共有の性質を有する入会権（共有入会権）としている。

また民法294条は、「共有の性質を有しない入会権については、各地方の慣習に従うほか、この章の規定を準用する」と規定しており、共有を有しない入会権（地役入会権）としている。入会権に関する法律上の規定はこの民法263条と294条の二か条しかなく、しかもその内容はすべて「各地方の慣習に従う」と定めているのみであり、法律による定めは非常に少ない。しかしながら、実際の入会権が持つ性質は、これまで数多くの判例や多くの論文の下に明らかにされている<sup>(3)</sup>。

これらの判例や論文によると典型的な入会権は以下のような性質をもつ。すなわち、入会権は一定の集落到に住む者だけが集落の慣習に従って持つことができる権利である。そのため、集落を離れば権利を失う「離村失権」という性質を持つ。また入会権は個人が持つ権利ではなく、世帯（または世帯主）が持つ権利である。このことから、入会権は相続されない（相続の対象にならない）。加えて、入会権は自由に売買したり譲渡したりすることはできない。これは入会権は集落の統制のもとにおかれており、集落から与えられる権利であるからである<sup>(4)</sup>。

次に入会権と不動産登記との関係について考える。入会権もしくは入会林野を取り巻く事態を複雑にしてきた根源ともいえるのが、入会権が性質上、登記できないということである。これは不動産登記法において、登記できる権利として掲げられている権利の中に入会権が含まれていないためである。登記ができる権利はあくまでも入会林野の土地所有権であり、入会権そのものを登記することはできない。

したがって不動産登記簿を見ても、その土地に入会権が存在するか否かは判断できない。このことは、入会権は土地所有者が誰であるかによってその性質が左右される権利であると考えられる。

それでも、入会権は土地の所有権を制限する権利であるため、土地所有権とは密接な関係があると考えられる。さらに入会権と土地所有者との関係については様々な問題が生じ、そのため紛争が生じていることも少なくない。紛争が起こる理由は、多様な入会林野の所有権の登記名義が、いずれも入会地が入会権者の総有であるという実態を登記簿に正確に反映させることができないことにある。

現在の登記実務では、法人でもなく自然人でもない入会集団には登記名義人となりうる地位を認めていない。言い換えると法人格を持たない集落などの入会集団は、その集団名で土地所有権を登記することはできない。そのため、入会林野の登記は非常に様々な形で行われてきた。登記名義には、個人所有、記名共有、社寺共有、法人所有（公益法人、株式会社）、区所有、集落所有、財産区所有、市町村所有、県所有、国所有などがある。以上の様々な登記形態は明治期以降の入会林野に対する一連の近代化政策の中で分化してきた。

## （２）入会林野に関する立法政策の変遷

入会林野の近代化政策は、国有化、公有化、私有化の３つに分けられる。明治期に入ってまず始まったのが、1874年（明治7）年の官民有区分による国有化である。これは全ての土地を官有地と民有地に分ける官民有区分により、多くの入会林野は官有地へ編入された。次に1889（明治22）年に施工された町村制は、入会林野を町村所有財産へ編入させる公有化の端緒となった。明治の町村合併において集落所有の林野を新町村に編入しようとしたが、それに対する旧村の抵抗は町村合併を妨げるほどであったため、旧村が財産を持つことを認める制度、いわゆる旧財産区制度が定められた。

また公有地上の旧慣使用权も規定された。1910（明治43）年から始まる部落有林統一政策では、部落有林野を市町村林野に組み込む政策が推し進められた。しかしながら、ここでも集落の激しい抵抗があり、妥協策である条件付統一によって形式市町村有林野・実質集落有林野という形態が多く生み出された。

戦後において、1953（昭和28）年に町村合併促進法が施工され、再び大規模な市町村合併が進むが、この際にも多数の財産区（いわゆる新財産区）が設置された。その後、国はこれまでの国有化・公有化とは異なり、入会権を消滅させて所有権等に転換させる私有化を進める。その根拠となったのが、1966（昭和41）年に制定された「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」（以下、入会林野近代化法）である。これに伴う入会林野整備事業により、入会林野の整備後に生産林野組合を設立することが行政指導で推進されてきた。また近年は、地方自治政策で1991（平成3）年に創設された「地縁による団体」（以下、地縁団体）に法人格を与える認可地縁団体制度も入会林野に影響をおよぼしつつある。

一方で入会林野が国有化・公有化により解体させられるのを避ける工夫をして、入会林野を入会集団の手元に残してきたものも決して少なくない。また入会集団を母体とする公益法人や会社

を組織して法人名義で登記したのものもある<sup>(5)</sup>。

## Ⅱ 共有林の所有に関する制度についての概要

ここでは主な共有林の所有制度である財産区と生産森林組合について説明したい。

### (1) 財産区

#### 1 財産区の目的と政策的位置づけ

財産区制度は、1889（明治22）年の町村制とそれに伴う町村合併を円滑に進めるために、合併前の旧町村が持つ集落有財産に対する集落の権利主体性を承認し、かつ集落が固有の管理機関を設けて管理することができる道を開いたことに始まる。その後、財産区の規定は町村制から地方自治法（1947（昭和22）年施工）に引き継がれ、ここで初めて財産区という名称を法律の条文で採用し、これを特別地方公共団体と規定した（地方自治法第1条第3項）。1953（昭和28）年に町村合併促進法によって大規模な町村合併の妨げにならないよう、町村合併に際して新たに財産区を設置しうる道を開いた（町村合併促進法第23条第4項）。さらに1954（昭和29）年には地方自治法が改正され、財産区の機関として新たに財産区管理会の制度が設けられる等、財産区の緒規定が整備されて現在に至っている<sup>(6)</sup>。

#### 2 設立・解散手続と構成員

財産区は「市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合」に関係市町村間の協議により設置されるものであり、通常は、市町村の条例において財産区の設置や運営に関する事項が規定される。そのため、新財産区において財産区の認定が問題になることはほぼない。他方で、財産区が消滅するには「財産区が財産または公の施設をすべて処分したとき」のみであると解されている<sup>(7)</sup>。

財産区設置の区域を見てみると、旧財産区の区域は明治の合併前の旧村であり、多くは部落の単位で構成されている。新財産区の区域は廃置分合以前の市が合併した区域であることが多い。なお、財産区の区域が2以上の市町村の区域にまたがる時、それぞれが属する市町村の区域ごとに分立して独立の財産区になるか、あるいは一部事務組合形態となる。さらに構成員について目を向けると地方自治法における財産区住民とは、地方公共団体の住民であるから、市町村の住民で当該財産区に住所を有するものは全て財産区住民となる。また全ての住民は財産区住民として平等な権利義務を持つ<sup>(8)</sup>。

法律上では上記のように解釈されているが、当該財産が実質入会集団である時、現実には住民の中の入会集団の構成員だけが権利を行使している場合が少なくない。そのため財産区の利用権者や財産区議員選挙の有権者を入会集団の権利のみに限定されるケースもある<sup>(9)</sup>。

### 3 権利関係と事業

財産区有地における入会利用権の法的性質は、民法上の入会権か、地方自治法上の旧慣使用权かをめぐり、裁判所と行政との間で未だに解釈が一致していない。これまでの判例において入会利用権の法的性質は、一貫して私権論である入会権を採用している。一方で旧自治省および総務省をはじめとする行政官庁では、現在まで一貫して旧慣使用权、すなわち、公権論の立場にたっている<sup>(10)</sup>。

組織及び事業に目をむけると財産区には原則として固有の機関は置かれられないため、その事務の処理は財産区に所在する市町村の長が当然に行わなければならない。ただし、実際には財産区住民の意思を反映することができる次のような機関を設けている場合が多い。

地方自治法第295条は、都道府県知事は、必要があると認める時は、議会の議決を経て条例を設定し、財産区議会を設けることができると規定している。必要があると認める場合とは財産区の利害と市町村と利害とが一致せず、財産区住民がその財産の管理を市町村議会に任せず、みずから手中に置いてコントロールしたい場合などがあてはまる。

ただし、財産区議会の改廃手続については法律に規定がなく、市町村議会の議決で改廃されると解されているため、財産区にとってその地位は、不完全な状態に置かれている。なお、財産区議会の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿等については、財産区の議会に関する条例に定めることとされている。

財産区議会は、財産区会計の予決算、財産区に関する条例の制定・改廃、財産区財産の管理処分および契約の締結など、市町村議会の議決事項のうち財産区に関する事項を議決する権限を持つ財産区議会が設置され、財産区財産の管理処分等が財産区議会の議決事項とされれば、同一の事項について市町村議会は議決することができなくなる。ただし、財産区の議決に基づいて執行するには市町村長である。

この財産区に議会を設けることができる場合には、議会にかえて総会を設けることができる(地方自治法第295条)。総会は、財産区の住民が少数で、その意思を決定するために容易に一堂に会することができる場合に設けられる。総会の設置手続、権限、組織については財産区議会の場合と同様である(地方自治法第296条)。

また財産区議会とは別に、住民の意思をより反映した簡素な機関を設ける必要があるという理由から、1954(昭和29)年の地方自治法の改正により新たに設けられたものが財産区管理会制度である<sup>(11)</sup>。

財産区管理会は、財産区財産の管理処分についてその同意を要するという点で審議機関的性格を持つと同時に、執行機関的性格をも併せ持つ特殊な機関である。財産区管理会は、財産区議会に比べて独立性が低いことから、財産区議会のように「必要がある」と認められた場合に限らず、市町村がその設置を欲すれば当然にこれを認めることになっている<sup>(12)</sup>。財産区管理会は市町村の条例により、または市町村の廃置分合または境界変更に伴う財産処分に関する協議によって設

置できる（地方自治法第296条の2第1項）。

財産区管理会は、次の3つの権限を持つ。第1に財産区管理会は財産区管理者の行う財産区の財産または公の施設の管理および処分または廃止のうち重要なものについては同意権を有する（地方自治法第296条の3第1項）。これらの事項は財産区財産の管理および処分に関する重要な事項をほとんど網羅しているが、同意権という点ではその権限は限定されている。第2に財産区管理会または管理委員会は当該管理会の同意を得て、また市町村長の委任を受けて財産管理に関する事務を執行することができる（地方自治法第96条の3第2項）。この事務委任の範囲は管理行為にとどまらず、実際には管理及び処分の両面にわたって財産区管理会が実権を握り、市町村の立場はほとんど形式的なものにとどまるのが通常である。第3に財産区管理会は財産区の事務の処理について監査の権限を持つ（地方自治法第296条の3第3項）。

財産区管理会は、7人以内の管理委員をもって組織される（地方自治法第296条の2第2項）。管理委員は非常勤の職員で、任期は4年である（地方自治法第296条の2第3項）。委員の選出方法については法令の定めがなく、区議会委員のように公職選挙法に基づくものではなく、大部分は慣習によって委員が選ばれているようである。

#### 4 収益の配分・使途と行政の関与

1954（昭和29）年の地方自治法改正により掲げられた財産区運営の2大原則は「その住民の福祉を増進」することと「市町村の一体性を損なわない」ことという原則である（地方自治法第296条の5第1項）。前者は財産区住民には旧来からの入会権者のみならず入会権者以外の財産区住民を含むことを指す。またこれは、財産区住民の全体的あるいは公共的利益の増進を意味し、財産区の収入を住民に分配するのは好ましくないとされている。後者は、財産区財産の収益は、財産区住民の範囲内で一人占めしてはいけない、他の住民にもその利益を分け与えるべきであることを意味する。

一方で財産区の財産および公の施設に関し「特に要する」費用（財産区事務の専従者の費用、財産区事務のための諸手当、旅費、消耗品等）は、財産区の負担とされる（地方自治法第294条第2項）。財産区の会計は、市町村の会計と分別しなければならない（地方自治法294条第3項）が、必ずしも特別会計を設けなければならないということではない。

また財産区は特別地方公共団体であり、また地方自治法に基づく総会、財産区議会、財産区管理会といった機関が設けられており、市町村議会による一定のコントロール下におかれる。その他、総会・財産区議会の議決に基づいて、あるいは財産区管理会の同意に基づいて執行するのは市町村長である。

#### 5 入会慣習との比較

財産区は、実質上、入会財産であるものが法形式の上で財産区有財産とされている場合が多い。

このように実質集落有・形式財産区有となっている場合において多くの矛盾が生じている。

その矛盾の第1点は、集団を構成する法的主体である。入会集団において、その構成員の資格、権利の得喪は、すべて当該集団の慣習的規範によって定められる。一方で財産区を構成する法的主体である財産区住民は、その区域における全ての住民である。そのため、入会集団の構成員と財産区住民とはその範囲を異にし、一方では入会集団も構成員ではないが財産区住民である者が存在し、他方では入会集団の構成員であるが財産区の住民でないものが存在することもありうる。

2点目に、集団の構成原理のもう一つの重要な差異として構成単位がある。

入会集団における構成印は、その単位が「家」（世帯）であるのに対し、財産区の構成印たる住民は個人である。

3点目は、財産の利用や収益の使途についてである。入会集団における財産所有は私的利益の実現であるため、財産の利用方法や収益の使途は集団が自由に決定しうる。一方、財産区においては、財産の利用や収益の使途は公益目的に奉仕しなければならないという法律上の制約をうける。

4点目に集団の管理運営機構においても異なる。入会集団の管理機構は、「村」寄合を中心とする伝統的なものであるのに対して、財産区の管理機構は地方自治法によって設けられた管理機構である。入会集団は実在的総合人という性格を持ち、各集団構成員はそれぞれ自らが管理主体の一員であり、入会集団は各構成員個人とは別個独立な法的主体として個人に対立したものではない。一方で財産区は近代法人形態をとるため、財産区自体が財産区住民個人とは別個独立した法的主体である。また意思決定の方法についても、入会集団では全員一致がとられるのに対して、財産区は多数決をとる点でも異なる。

さて、これらの入会集団と財産区との矛盾は現実にどのように処理されているのであろうか。まず入会集団の構成員と財産区住民との範囲が著しく異なる場合には、財産区住民の中の入会権者と非入会権者の地位を分けて権利関係を処理している場合が少なくない。財産区のたてまえからすれば望ましくないことであろうが、実際にはこのような処理がなされていることがある。極端な事例では、最初から財産区住民としての資格そのものを入会権者のみに限定させているものさえ見られる。また財産区になってからも入会集団を解体せず、財産区有財産の上に入会集団が権利を持つという形で財産区住民と入会集団の権利を峻別するものも見られる。こうして財産区住民と入会集団の構成員との不一致から生じる矛盾をカバーするために様々な措置がとられている。

3点目の財産の利用や収益の使途についても、形式上は財産区有財産としての建前をとりながらも、実質的には入会集団の財産として処分等がなされている。

4点目の管理機構についても、財産区管理機構が一人歩きして入会集団や構成員の権利を侵害しないような措置がとられている。具体的には、形式的な財産区の管理機関とは別個に入会集団の管理機関が設けられて後者が実際上の決定権を持っている場合、財産区管理機関が入会集団構



成員の委任をうけた事項でなければ勝手に意思決定を行えないという形で財産区管理機構をコントロールする場合などがある。

## (2) 生産森林組合

### 1 制度の概要

生産森林組合は1951（昭和26）年の森林法改正時に創設された。この森林法改正では、森林組合の種類として、旧来の流れを引く「施設組合」と、現在の生産森林組合の前身にあたる「生産組合」とに区別した。生産組合は組合員による金銭または森林の出資により組合自身が森林を所有し、かつ主として組合員から提供される労働により機械化や協業化を促進して経営の発展を図ること（「所有・経営・労働の一致」）が目的である。後に1978（昭和53）年に森林組合法が制定され、ここで生産森林組合は森林組合とは制度的に分離された。

なお、生産森林組合は1966（昭和41）年制定の入会林野近代化法に基づく入会林野整備事業に伴って設立されたものと、そうでないものとに分けられる。入会林野近代化法が施工される以前は、生産森林組合は森林組合の一種としてしか位置づけられなかった。そのため、入会林野近代化法以前に設立された生産森林組合は、市町村合併の際の旧市町村有林の受け皿や、集落有林や記名共有林の乗り換えにより設立されたものが大部分を占めていたようである<sup>(13)</sup>。

しかしながら、入会林野近代化法制定時に「生産森林組合等による協業化の促進」を目指すという付帯決議があがり、生産森林組合は入会林野整備後の受け皿として政策上明確に位置づけられた。これにより入会林野近代化法と入会林野整備事業に基づく設立が相次いだ。現在設立されている生産森林組合の約8割は近代化整備とともに設立されたものである<sup>(14)</sup>。

設立と解散手続に目を向けると生産森林組合は、一定の地区内に居住する5人以上の者が森林の共同経営を行う目的で、自分の所有する森林または森林に関する権利を出資して設立する。生産森林組合を設立するには、まず設立準備会を開き、定款と事業計画書を作成して創立総会を開催した後、知事に設立認可の申請を提出する。さらに知事の認可を受けてから出資払込をし、組合設立の法人登記を行う。組合設立後、組合へ出資された土地について土地所有権の移転登記を行う。なお入会林野整備事業を導入して組合を設立する場合、知事が嘱託で組合名義の所有権移転登記を行う。またこの場合、所得税・贈与税・住民税・登録免許税等が免除され、不動産取得税が軽減されるなどの税金の減免措置が受けられる。

また構成員については、出資金または加入金を納付すれば組合への加入が認められるが、組合員となるための資格が次のように定められている。「1. 組合の地区内にある森林又はその森林についての権利を組合に現物出資する個人」「2. 組合の地区内に住所を有する個人で林業を行うもの又はこれに従事するもの」である（森林組合法第94条）、かつ「組合員は、出資一口以上を有しなければならない。」「組合の総出資額数の過半数は、その組合の行う事業に常時従事する組合員によって保有されなければならない。」（森林組合法第96条）。つまり、組合員は地区内に

居住しているか、地区内の森林を保有する者で現物出資をする者に限られる。

協同組合の原則から組合員の加入・脱退は自由である。ただし、加入については定款によってある程度制限することができる。また組合員が脱退するは、出資金の他、その年度待における資産に対するその組合員の持分に相当する金額の全部または一部の払い戻しをしなければならない。なお組合員数は5人以上と定められている。

## 2 生産森林組合における権利関係と事業

入会林野整備事業を導入して生産森林組合を設立する場合、入会権を消滅させた上で権利者に新たに所有権が与えられるため、生産森林組合の所有森林には入会権は存在しない。一方で入会林野整備事業を導入せずに設立された組合においては、入会権が存在している可能性がある。組合の財産は組合員の出資に基づくため、共有持分は明確である。また持分の譲渡には組合の承認を必要とする。

組合の行う事業については、森林の経営、森林を利用して行う事業、および付帯する事業に限られる（森林組合法第93条）。また、組合は森林経営の事業を行うので、原則として組合の土地全体を第三者に使用させるような分収造林契約をすることができない。ただし、その一部を分収造林契約によって第三者に使用させることができる。

経営については、組合員の2分の1以上がその組合の行う事業に常時従事する者でなければならない。また常時従事する者の3分の1以上が組合員でなければならない（森林組合法第95条）。これを常時従事義務と呼ぶ。また組合の全出資口数の半数以上を常時従事する者が有していなければならない。このような規定は、生産森林組合は経営と労働が一体となるという原則に基づいている。

生産森林組合は自分たちの所有する森林を自分たちで労働することで経営するのが趣旨であるため、組合の行う事業に従事しても、その労働に対して賃金や日当を支払わないのがたてまえである。一方で剰余金（毎年度末に決算を行い、収入から支出を差し引いたもの）から法定準備金、損失を差し引いた残金は組合員に配当する。配当は組合員が組合の事業に従事した割合に応じて行う。これを従事分量配当と呼ぶ（森林組合法第99条）。なお従事分量配当は損金算入が可能で、事業収益の圧縮により法人税課税額を少なくすることができるため、経営面で有利に働く。生産森林組合は、組合員が森林経営を行うことによって経済的、金銭的な利益をあげる団体であるから、その収益は必ず組合員に配当しなければならない。したがって、組合の収益を集落の共益費にあてることができない。

国および都道府県には、生産森林組合の健全な運営と発達について助言および指導を行う等必要な措置を取ることが定められている（森林組合法117条）。これにより、主に都道府県によって施策計画や経営計画の作成指導などが行われている。また森林造成事業などの補助金を導入する際には、生産森林組合はそのまま事業主体になれるため、手続を比較的簡単にしやすい。

### 3 入会慣習との比較

生産森林組合が持つ「所有・経営・労働の一致」という理念は、入会慣習と多くの共通点を持つ。たとえば入会慣習では、入会集団が林野を所有し（ただし、地役入会権に基づく場合を除く）、林野の利用や管理方法について意思決定を行い、権利者自らが賦役などにより林野の使用・管理を行っていることが多い。そのため、入会慣習との制度上の違いはそれほど多くない。ただし、生産森林組合には協同経営の法人であるという団体の性格から、いくつかの制度上の制約がある。

まず、経営上の問題として常時従事義務と従事分量配当が慣習にそぐわない場合がある。生産森林組合では、組合員による労働を原則としているが、組合有林の林齢が上がるにつれて間伐作業等が専門家・機械化され、組合員による作業の実施が難しい場合がある。また、組合が土地所有者となって分収契約を導入することは、組合自身が経営することにはならないため制限される。また、組合が土地所有者となって分収契約を導入することは、組合自身が経営をすることにならないため、制限される。また森林から得られる収益は組合員へ配当しなければならないため、集落の共益費等にあてることができない。

次に、法人であることに伴う様々な事務や課税が挙げられる。生産森林組合に課せられている複式簿記による会計事務、総会資料の作成、税務処理、役員の変更登記等では専門的な知識を要する。場合によっては、行政書士等の専門家に委託しなければならず、そのための費用もかかる。また法人であることから、収益事業を行っていても法人住民税（均等割）が課せられる。これらは、入会慣習の時は必要なかった追加的事務や出費といえる。

また組合の構成員の単位は個人という点で、入会慣習における世帯とは異なる。さらに、組合員の加入・脱退に際しても制度上の制約をうける。組合への加入・脱退は協同組合の原則から自由であり、入会関係により定められている入会集団とは異なる。たとえば組合員たる資格を有する者の加入について、正当な理由がないのに加入を拒否できない。また組合脱退時には持分の払戻が規定されている。

## Ⅲ 群馬県高山村における共有林

### （1）群馬県高山村の自然環境と歴史環境

群馬県高山村は、群馬県の西北部吾妻群の東端に位置し、北は、利根郡新治村・月夜野町、東は、沼田市、南は、北群馬郡子持村・小野上村に接する。この北・東・南部は、山に囲まれ、西方だけが名久田川に沿って中之条町に向けて開けている。

したがって、他群市の集落への交流には峠を越さなければならないが、吾妻群内では、最も県の中央部、ひいては首都圏域に物理的に近接しているため、最近の交通関連社会資本の充実の恩恵をもちに受け、吾妻郡内では唯一、首都圏域への通勤圏内にある。このことは、群内各町村が人口減による過疎化を背負っている中で、人口微増を保っている所以にもなっている。

しかしながら、このような社会環境の変容は、純農山村としての性格が変化しやすいことにもつながり、年中行事を始め伝承民俗の継承には、少なからず負の影響を与えている。また、就業構造が、第一次産業から、第二次・第三次産業への緩やかながら変化し、農林業の個別経済に占める依存度の低下等により、農耕や山林に関連する民族行事が、省略化や廃止される傾向に加速がみられる<sup>(14)</sup>。

歴史環境は、信州真田の庄から上信国境鳥居峠を越え、吾妻の岩櫃、中山の子峠を経て、沼田へ続く北部上州を横断する道を、真田道といった。戦国時代（室町後期）の武将真田一族が上州せた往還であり、沼田藩が改易とある江戸時代前期まで、真田道は、兵馬のみならず民俗や文化の交流に欠かせない道であった。

時代が経過し江戸時代となり、武家諸法度の改正による諸大名の参勤交代制度の確立などを受け、三国街道も勘定奉行管轄の脇往還として整備され中山宿も宿立てが行われた。以後、清水越えの国道が開通する19世紀終期にいたるまで、江戸と越後を結ぶ幹線道として、人馬の往來を始め、産物・情報・民族・文化の交流が盛んに行われた。

真田道という横幹線と三国街道という縦幹線の交点にあった当地は、閉塞的な民俗文化の醸成は少なく、むしろ開放的な包容力のある民族・風習が創出されたのではないだろうか。それは、人を集めることをねらったような年中行事が残るなど、各地方から伝承行事を吸収し、混じり合わせたような伝承民俗があることから伺い知ることが出来る。

更に、昨今は、上越新幹線や関越自動車道へのアクセスも良いという立地条件に加え、日本ロマンチック街道という過去の真田道を使った観光産業のアプローチもあり、また人を集めることへの積極さが、伏流水のごとく流れている歴史的環境・風土をも備えているということから、土地っ子でない人々の流入も少なくないということも含めて、伝承民俗や年中行事が、抵抗感少なく比較的簡単に改変されやすいという要件を備えているともいえよう<sup>(15)</sup>。

## （2）群馬県高山村における森林の権利関係

群馬県高山村の森林は1031区画あり、地目の細かい分類は以下の通りである。すなわち、①保安林443区画、②山林413区画、③公衆用道路68区画、④雑種地46区画、⑤原野21区画、⑥畑19区画、⑦用悪水路8区画、⑧宅地6区画、⑨田2区画、⑩堤防2区画、⑪その他（白地等）2区画、⑫牧場1区画である。

さらに各区画の所有者については以下の通りである。すなわち、①単独所有556区画、②共有142区画、③群馬県吾妻郡高山村121区画、④五領生産森林組合44区画、⑤不明（白地等）33区画、⑥東京電力株式会社32区画、⑦火の口生産森林組合22区画、⑧北之谷生産森林組合21区画、⑨南山生産森林組合17区画、⑩見沢生産森林組合14区画、⑪北山生産森林組合14区画、⑫熊野生産森林組合9区画、⑬破風の沢生産森林組合6区画、⑭農業法人7区画、⑮梅沢茶屋ヶ松生産森林組合3区画、⑯判形生産森林組合2区画。

### (3) 地目的特徴

地目的な特徴としては、保安林が413区画で全体の約40%を占めている。そもそも保安林とは、森林法第25条、25条の2、27条から33条に基づき農林水産大臣または都道府県知事により指定された森林である。保安林は目的に合わせて17種類あり、その用途の目的は、自然災害の防止や用水の確保等様々である。

なお、保安林の指定の申請については直接の利害関係を有する人（森林の所有者等）又は利害関係を有する長（市町村長、知事）が申請可能である。保安林に指定されると固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税は非課税となり、相続税・贈与税は伐採制限の内容に応じて3割から8割が控除される。また保安林維持のために一定条件の下で日本政策金融公庫から長期で低利で融資を得ることができ、禁伐または択伐の伐採制限が課せられる保安林については立木資産の凍結に対する相当分の損失補償が受けられる。

その他の地目として山林、原野、雑種地と多岐に渡るが、この後に述べる権利の考察から考えると妥当であると思われる。

### (4) 所有形態の特徴

所有形態の特徴に目を向けると単独所有が全体の53%となっている。生産森林組合による所有が26%、民法上の共有が13%となっている。また違う角度から見ると個人による所有と自然人のみによる記名共有が合計で66%となっている。この記名共有の登記原因は、売買・贈与・相続となっており、売買による所有権取得が比較的多い。この地方の中山間地域において山林の売買が多く行われていることは、特筆すべき点であると思われる。この背景として①群馬県高山村の立地が上越新幹線の上毛高原の駅から約10キロ位に位置していること、②群馬県高山村には群馬パース大学高山キャンパスが存在する等の理由から、近隣住民は高山村付近の開発が進み地価の上昇が考えられるためではなかろうかと推察される。

## おわりに

ここでは論点を簡単に整理して結びとしたい。

1 共有林の保護と再生を行い人口の流失を防ぎ、人口の流入を促進するための森林の所有形態は、生産森林組合による所有が適当であると思われる。なぜなら、たしかに前述のように生産森林組合は「所有・経営・労働の一致」という理念を持ち、その労働に対して賃金や日当を支払わないのが建前である。しかしながら、生産森林組合は、森林経営を行うことによって経済的・金銭的利益を上げる団体であるため、その収益は必ず組合員に配当しなければならない。そのため、生産森林組合による共有林の所有は、世帯流失、人口流失を防ぐことが可能であるのではないかとと思われる。なぜなら、共有林の保護と再生を目的とする政策は、公共事業のような一過性の就労

を増やすものではなく、長期的な就労を増やすものであると思われるからである<sup>(16)</sup>。

2 群馬県高山村における森林の法律的課題は、多くの森林の所有が単独所有と記名共有であることだと思われる。たしかに記名共有は、個人に分割した所有権よりも森林を利用して経済的価値を高めるという意味では適していると考えられる。なぜなら個人で大規模な造林施業は困難だからである。

しかしながら、群馬県高山村における記名共有林は、相続等により取得されたものであり、登記名義人である所有者が共有林を管理していないように見受けられるが現状である。管理されていない共有林に経済的価値を見出すことについてはいささか疑問である。そこで経済的価値のない森林（共有林）の所有権を放棄し、その森林（共有林）を国庫に帰属させ（民法239条）<sup>(17)</sup> 国有林として森林の管理を外部に委託するか、生産森林組合等に売却すべきであると思われる。

今後は、相続未登記の場合や、共有者不確知森林の現状を把握し、また、森林所有者へのヒアリング調査を行うことにより、研究を進化させる予定である。

(かねみつ ひろゆき・高崎経済大学地域政策学部教授)

(おおさわ まさとし・横浜市立大学教授)

(にしの としあき・高崎経済大学地域政策学部教授)

#### 註

- (1) 法務省「不動産登記簿における相続登記未了土地調査について」[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00291.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00291.html) (2018年7月10日閲覧)
- (2) 川島武宣「入会権の基礎理論」川島武宣著『川島武宣著著作集第八巻』岩波書店1983年68-69頁
- (3) 山下詠子著『入会林野の変容と現代的意義』東京大学出版会2011年、3頁。
- (4) 中尾秀俊著『入会林野の法律問題新版』勁草書房1969年55～58頁
- (5) 山下詠子・前掲書5頁
- (6) 山下詠子・前掲書74頁
- (7) 川島武宣・潮見俊隆、渡辺洋三編『入会権の解体Ⅲ』岩波書店、1968年669頁
- (8) 川崎、潮見、渡辺・前掲書650-657頁
- (9) 渡辺洋三編『入会と財産区』勁草書房1974年279～280頁
- (10) より詳細については、中尾英俊著『入会権の判例総合開設』信山社 2007年を参照。
- (11) 川島・潮見・渡辺編・前掲書650～651頁
- (12) 山下詠子・前掲書76頁
- (13) 鈴木喬「入会林野整備と生産森林組合」『林的総研レポート』第27号（1985年）27-28頁
- (14) 高山村教育委員会編『高山村歳時記』2003年6頁。
- (15) 高山村教育委員会編・前掲書7頁
- (16) 西野寿章著『山村における事業展開と共有林の機能』原書房2013年245頁
- (17) 不動産所有権の放棄を求めた裁判例として広島高裁松江支部平成28年12月2日判決がある。

この判決において広島高裁は、「原告が山林を保有し続けることが負担になると考え国に押し付けようとしたなどと認定し権利の濫用に当たるとして原告の請求を棄却した。一方で判決は、「不動産の所有権放棄が一般論として認められる」とした。

<付記> 本論文中でも述べたように、本研究はJSPS科研費課題番号15K12279研究課題名「共有林の保護・再生と中山間地域の人口流失抑制・人口流入」の助成による研究成果の一部である。